

1 業務名

盛岡都市圏地域公共交通計画策定業務委託

2 業務場所

盛岡都市圏3市町（盛岡市、滝沢市、矢巾町）

3 業務期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

4 業務目的

盛岡都市圏3市町（以下、「3市町」という。）では、平成29年9月に滝沢市、平成30年1月に矢巾町（令和5年1月に次期計画へ移行）、令和元年11月に盛岡市が地域公共交通網形成計画を策定しており、当該計画に基づき公共交通ネットワークの再編や見直し、利用促進等を中心とした公共交通利用環境改善の各種取り組みを実施してきた。

盛岡都市圏では、盛岡市を中心とした公共交通ネットワークが構築されており、盛岡市内で完結する支線的路線と周辺市町を連絡する広域路線が組み合わされている。地域公共交通計画では、支線的路線だけでなく広域路線についても、沿線市町と連携して検討することが求められている。また、現在各市町で独自に実施する取り組みは、市町境を跨いだ移動実態との乖離や隣接市町との連携が十分に図られていない状況にある。こうした背景から、3市町で連携したネットワークや取り組み検討の必要性が高まっている。

本業務は、令和2年11月に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、また、岩手県において令和5年度に策定予定の「岩手県地域公共交通計画」と整合を図るため、県計画に位置づける幹線系統などを含めた交通網との調整・整理を行いながら、盛岡都市圏において持続可能で効果的な公共交通のすがたを示す「盛岡都市圏地域公共交通計画」を策定するための調査、分析及び方針案の検討を行うことを目的とする。

5 業務内容

国土交通省の「地域公共交通計画等の作成と手引き」を参考としつつ、盛岡都市圏における人口減少や運転手不足によるバス路線の縮退、地域ごとの特性、交通実態、利用者ニーズ、交通事業者の運営上の課題等や行政区域を超えた住民の生活圏を把握しながら、下記の業務を行うことを基本とし、最適な調査内容・分析手法を提案し、実施すること。

また、現行計画である3市町の地域公共交通網形成計画の記載項目を踏まえつつ、地域公共交通計画に定めなければいけない下表の項目を漏れなく記載できるよう、必要な

調査・分析を行うこと。定めるよう努めるものとされている項目の記載に資する調査・分析が実施できる場合は提案し、実施すること。

定めなければならない項目	
①	地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
②	地域公共交通計画の区域
③	地域公共交通計画の目標
④	前項の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
⑤	地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
⑥	計画期間
⑦	前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し発注者（当該地方公共団体）が必要と認める事項

定めるよう努めるものとされている項目	
①	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第三十七条の規定による資金の確保に関する事項
②	都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
③	観光の振興に関する施策との連携に関する事項
④	前三号に掲げるもののほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

なお、各業務の実施に当たっては、県内の主要な公共交通事業者の運行経路・ダイヤ、携帯電話の位置情報に基づく滞留・人流データ等を分析するビッグデータ分析ツールを活用し、地域の潜在的な移動需要を把握・分析すること。

※ 分析ツールはTableau Cloud上に展開されており、Chrome、Microsoft Edge on Windowsなどの標準的なWebブラウザにより利用ができるもの。

※ 分析ツールを利用するためのアカウントは、発注者から1アカウント分を貸与することとし、アカウントの利用期限は最長で令和5年11月末を想定している。

※ その他分析ツールの詳細な仕様は別紙のとおり。

(1) 計画準備

本業務において必要となる資料・情報を収集・把握するとともに、3市町のこれまでの経緯を踏まえ、本業務を着実に進めるための、実施方法、工程、体制等を記した業務計画書を作成する。

(2) 地域公共交通の現状整理

3市町の総合計画、都市計画マスタープラン等の上位・関連計画（別紙1）を整理し、地域の現状を把握する。

公表されている統計データや「岩手県 地域公共交通ビッグデータ利活用推進事業」の成果等を用いて、地域の概況や移動特性、公共交通の利用状況を整理する。また、福祉輸送、宿泊施設等の民間事業者による送迎サービス等の地域の輸送資源についても整理する。なお、使用するデータの詳細については、発注者と協議による。また基礎資料等については、発注者で収集したもの（別紙2）を提供するが、新たに必要となった資料等については、別途受注者が収集すること。

(3) 利用者ニーズの把握

公共交通利用者等のニーズやこれまでの地域公共交通網形成計画の検証、公共交通の意向等を把握するためのアンケート調査やヒアリング調査、その結果を用いたワークショップ等を実施する。アンケートは3市町に住む満16歳以上を対象（住民票ファイルから無作為抽出）とし、回収数は最低1,000票程度となるよう調査方法を検討し、事前に発注者と協議すること。また、調査の詳細及び各市町における調査については、発注者及び調査実施先との協議により決定する。

(4) 移動特性の分析による課題抽出

(2)及び(3)の調査結果を踏まえ、盛岡都市圏における公共交通等（鉄道・路線バス・タクシー等）の現況について、圏域の市街地及び市街地以外をそれぞれ地域単位に細分化し、地域毎の特徴及び下記に示す視点を加えながら、地域単位の公共交通の状況を把握・整理するとともにこれまでの地域公共交通網形成計画の検証を行った上で、課題抽出を行うこと。

また、バスの運転手不足や高齢者の免許返納等、今後の公共交通の維持・確保に影響を及ぼす可能性がある要因についても整理を行うこと。

ア 現況整理及び課題抽出の主な視点

- ・盛岡都市圏の移動特性の整理（公共交通以外も含む）
- ・鉄道、バス（路線別）、タクシー等公共交通の運行状況や利用状況の分析及び集客力や事業性の評価
- ・公共交通空白地域、不便地域の分析、設定
- ・公共交通再編に利用するサービスレベル設定のために必要な分析

(5) 基本方針及び目標（素案）の検討

前項までの地域特性、現状及び課題、これまでの地域公共交通網形成計画の検証等を踏まえ、上位・関連計画等との整合性を図りつつ、盛岡都市圏における公共交通の基本方針及び目標、それを実現するための公共交通ネットワークを検討し、素案を作成すること。また、達成状況の評価に用いる数値目標（案）を検討すること。

※ 素案作成、数値目標（案）については、提案書（実施方針、業務工程表及び評価テーマ3）において提案してもらった2ヶ年で本計画策定するまでの検討フロー図、業務期間及び提案上限額内で業務を行うために発注者に求める作業（役割分担）等を考慮

し、契約前に業務内容や仕様等の契約内容について協議することとする。

(6) 具体施策の方向性検討

盛岡都市圏が目指すべき将来像については、3市町の総合計画や都市計画マスタープラン等の上位・関連計画を踏まえた方向性の検討を行うこと。施策については、(1)～(5)の結果及び法定協議会等の結果を踏まえ、令和2年11月に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、盛岡都市圏において持続可能で効果的な公共交通のすがたを示すものとする。

※ 方向性検討については、提案書（実施方針、業務工程表及び評価テーマ3）において提案してもらう2ヶ年で本計画策定するまでの検討フロー図、業務期間及び提案上限額内で業務を行うために発注者に求める作業（役割分担）等を考慮し、契約前に業務内容や仕様等の契約内容について協議することとする。

(7) 事業評価資料作成

前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況、事業実施の適切性、生活交通確保維持改善計画における目標・効果の達成状況、事業の今後の改善点等について、分析、整理すること。なお、資料の作成方法や詳細な内容については発注者の指示に従い作成すること。

(8) 法定協議会の運営支援

本計画の推進、運営にあたり設立した法定協議会の運営支援を実施する。支援の内容は、協議資料の作成・準備、協議会の開催準備、会議への出席、資料の補足説明、議事録の作成を行う。運営支援の回数は3回とする。協議会開催に伴う事務手続き及び謝金の支払い等は、発注者の負担とする。

(9) 協議・打合せ

業務を円滑かつ効果的に遂行するために、業務着手時、中間時3回、成果品納品時の計5回以上の協議打合せを実施する。協議打合せは、原則盛岡市役所で実施する。協議打合せ等に有識者を派遣する場合や派遣に伴う費用については、受注者の負担とする。

協議打合せ終了後には、速やかに打合せ記録簿を作成し提出するものとする。

6 業務に必要な提出書類

受注者は、契約締結後速やかに発注者と十分な打合せを行い、次の書類を提出して発注者の承認を受けること。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者及び照査技術者届、業務経歴書
- (3) 業務実施計画書
- (4) 工程表

7 業務の成果物

- (1) 報告書（A4版、ファイル綴じ）2部
- (2) 報告書電子データ（DVD-R等、図表オリジナルデータ、GISデータ等含む）2枚提出
- (3) その他、本業務において使用した資料及びデータ
- (4) データ形式は編集可能なMicrosoft Office形式（ワード、エクセル又はパワーポイント形式）を基本とする。

8 計画策定スケジュール（予定）

実施項目	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月
1. 地域公共交通の現状整理					←————→							
2. 利用者ニーズの把握					←————→							
3. 移動特性の分析による 課題抽出							←————→					
4. 基本方針及び目標(素案) の検討									←————→			
5. 具体施策の方向性検討										←————→		
6. 事業評価資料作成										←————→		
7. 協議会開催								↔			↔	

※本計画策定は2ヶ年で行うことを想定しており、令和6年度は令和5年度実施予定の「基本方針及び目標（素案）の検討」及び「具体施策の方向性検討」の確定作業、3市町各々の個別方針・実施施策検討、本計画のとりまとめ、事業評価資料作成、法定協議会の運営支援等を実施することを検討している。なお、令和6年度の業務においては、年度初めに今回同様、公募型プロポーザルを実施予定であり、その際の評価基準に令和5年度業務の実績等を考慮することを想定している。

8 その他

- (1) 本業務における成果品の所有権、著作権、利用権は発注者に帰属するものとする。
- (2) この仕様書は、作業の大要を示すものであり、本書に示していない事項についても発注者が業務上必要と認めた場合は、協議の上、その指示により実施するものとする。

■上位計画 関連計画 (岩手県及び3市町ホームページ参照)

【岩手県】

- ・盛岡広域都市計画区域マスタープラン
- ・岩手県地域公共交通計画 (令和6年度策定予定)

【盛岡市】

- ・盛岡市総合交通計画
- ・もりおか交通戦略 (第二期)
- ・盛岡市自転車ネットワーク計画
- ・盛岡市自転車活用推進計画
- ・盛岡市総合計画 (平成27年～平成36年)
- ・盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・盛岡市都市計画マスタープラン
- ・盛岡市立地適正化計画
- ・岩手県地域公共交通網形成計画
- ・盛岡市中心市街地活性化基本計画
- ・盛岡市観光推進計画
- ・盛岡市環境基本計画 (第三次)
- ・第2期盛岡市地域福祉計画
- ・盛岡市障がい者福祉計画及び盛岡市障がい福祉実施計画 (第6期)
- ・みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン

【滝沢市】

- ・滝沢市地域公共交通網形成計画
- ・滝沢市都市計画マスタープラン
- ・滝沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・滝沢市の道路整備計画
- ・第1次滝沢市環境基本計画
- ・滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
- ・たきざわ健康プラン21

【矢巾町】

- ・第7次矢巾町総合計画
- ・矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・矢巾町都市計画マスタープラン
- ・第2期矢巾町地域福祉計画

- ・ 矢巾町子ども・子育て支援事業計画
 - ・ 第6期矢巾町障がい者プラン・障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画
- ※上記のほか、必要に応じて発注者が指示するものを含む。

■提供資料

- ・岩手県地域公共交通ビッグデータ（発注者から1アカウント分貸与、アカウントの利用期限は最長で令和5年11月末を想定。）
- ・道路混雑度（道路交通センサス）
- ・平成19年度もりおか交通戦略策定調査業務委託報告書（報告書（紙）の貸与、通勤通学に関する調査データ等）
- ・観光施設 観光客入込み数 アクセス状況
- ・各交通機関の系統別の便数、営業キロ、年間輸送人員、定期利用者数
- ・路線バス補助路線
- ・路線バスの収支状況等
- ・患者輸送バス・スクールバス（一般混乗）の運行状況、事業費等
- ・タクシー事業者数